

## 姫路市役所本庁舎事業所内保育施設運営事業に関する基本協定書

姫路市（以下「甲」という。）と●●（以下「乙」という。）は、姫路市役所本庁舎事業所内保育施設運営事業（以下「本事業」という。）の実施に際し、次のとおり基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。

### （趣旨）

第1条 本協定は、乙の本事業の運営に関する甲の費用負担等について必要な事項を定め、本事業の適正かつ円滑な遂行を図るものとする。

### （用語の定義）

第2条 本協定において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 運営期間 乙が本事業を行う期間として甲が定めたものをいう。
- (2) 募集関係図書 甲が本事業の公募に際して公表した募集要項その他の書類の一切をいう。
- (3) 提案書類 乙が本事業の公募手続において甲に提出した企画提案書及びその添付書類その他の書類の一切をいう。
- (4) 施設用地 本事業で乙が使用する、甲所有の姫路市役所本庁舎事業所内保育施設用地及び施設設備をいう。
- (5) 利用物品 本事業で乙が使用する、甲所有の姫路市役所本庁舎事業所内保育施設運営に係る物品をいう。

### （適用関係）

第3条 甲及び乙は、募集関係図書及び提案書類に記載された事項が本協定の一部を構成するものとし、甲及び乙を拘束することを確認する。

### （本事業の概要）

第4条 本事業は、職員の仕事と生活の両立を適え、子育て世代の職員等が安心して勤務できる職場環境の実現のため、姫路市役所本庁舎事業所内保育施設として認可外保育施設（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第59条の2第1項の規定による届出を行う施設）を設置し、及び運営することを基本とする。

### （施設用地及び利用物品の使用）

第5条 乙は、施設用地について、姫路市役所本庁舎事業所内保育施設の開設に必要な準備に着手する前までに、地方自治法（昭和22年法律第67号）238条の4第7項に基づく行政財産の使用許可申請を行い、許可を受けることとする。

2 前項の許可を受けることで、利用物品を使用することができる。

(運営期間)

第6条 運営期間は、協定締結の日から令和13年3月31日までとする。

2 本事業に係る会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

(費用負担)

第7条 甲は乙に対し、「姫路市役所本庁舎事業所内保育施設運営に係る要求水準書」4(5)①に記載の経費を負担金として支払うものとする。

2 負担金の額及び支払方法については、別途締結する姫路市役所本庁舎事業所内保育施設運営事業に関する年度協定（以下「年度協定」という。）で定める。

(本事業の変更)

第8条 乙は、本事業の実施に当たり次に掲げる事項の変更を行う場合は、あらかじめ文書により甲の承諾を得るものとする。

- (1) 利用料金の変更
- (2) 本事業に付帯又は派生する事業の実施
- (3) その他本事業の実施に係る重要な変更

2 乙は、本事業の実施に当たり次に掲げる事項の変更を行う場合は、あらかじめ文書により甲に届け出るものとする。

- (1) 乙が甲の承認を得て変更した物品の更新
- (2) その他本事業の実施に係る軽微な変更

3 乙は前2項の変更を行う場合、利用者に対し、適切な方法により、変更内容について周知するものとする。

(善管注意義務)

第9条 乙は、善良な管理者の注意をもって、本事業を実施しなければならない。

2 乙は、本事業の実施に当たって、自己の責めに帰すべき事由により施設用地及び利用物品（以下「施設用地等」という。）を滅失し、又は毀損したときは、速やかに原状に回復しなければならない。

3 前項の場合において、乙が正当な理由がなく原状に回復しない場合は、甲は、乙に代わって施設用地等を原状に回復するために必要な措置をとることができるものとする。この場合において、乙は、甲の当該措置について異議を申し出ることができず、当該措置に要した費用を負担しなければならない。

(甲による協定の解除等)

第10条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、本協定を解除し、乙に対

する施設用地等の使用許可を取り消すことができるものとする。

- (1) 乙が本協定又は年度協定に定める義務を履行しない場合
- (2) 乙の責めに帰すべき事由により、本事業の履行が不能となった場合
- (3) 甲に提出された報告書その他の書面の重要な事項に虚偽の記載がある場合
- (4) 乙に係る破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は特別清算開始のいずれかについて乙の取締役会でその申立て等を決議した場合又はその申立て等がされた場合
- (5) 乙の経営状況の悪化等により、本事業を継続することが不可能又は著しく困難であると認められる場合
- (6) 乙が組織的な違法行為を行ったことにより、本事業を継続することが社会通念上著しく不適切と判断される場合
- (7) 乙が本事業の実施に関して生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供した場合
- (8) その他本事業を継続することが適切でないと認める場合

2 甲は、前項に基づいて本協定の解除を行う場合は、事前にその旨を乙に通知した上で、次の事項について乙と協議を行わなければならない。

- (1) 協定解除までの猶予期間の設定
- (2) その他必要な事項

3 第1項の規定により本協定を解除し、又は期間を定めて本業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において、乙に損害又は損失や増加費用が生じたときは、甲はその賠償の責めを負わないものとする。

4 第1項の規定により本協定を解除し、本事業を中止した場合において、既に第7条に規定する負担金を支払っているときは、甲は乙に対し、期限を定めて、その返還を求めるものとする。

(乙による協定の解除等)

第11条 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合、甲に対して本協定の解除を申し出ることができる。

- (1) 甲が本協定に定める義務を履行せず、又はこれらに違反したとき。
- (2) 甲の責めに帰すべき事由により乙が損害又は損失を被ったとき。
- (3) その他、甲の責めに帰すべき事由により乙が本協定の解除を希望するとき。

2 甲は、前項の申出を受けた場合、乙との協議を経てその措置を決定する。

(原状回復等)

第12条 乙は、実施期間が満了したとき（第10条及び前条の規定により、本事業が中止されたときを含む。以下同じ。）は、その費用及び責任において施設用地等を原状に回復した上で甲又は甲の指定する者に引き渡さなければならない。ただし、甲の

承認を得たときにおける当該承認に係る部分については、この限りでない。

- 2 甲は、乙が正当な理由がなく施設用地等を原状に回復しない場合は、乙に代わって施設用地等を原状に回復するために必要な措置をとることができるものとする。この場合において、乙は、甲の当該措置について異議を申し出ることができず、当該措置に要した費用を負担しなければならない。

（甲の損害賠償義務）

- 第13条 甲は、その責めに帰すべき事由による本協定上の義務の不履行により乙に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

（乙の損害賠償義務）

- 第14条 乙は、その責めに帰すべき事由による本協定上の義務の不履行により甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、当該不履行が、甲の責めに帰すべき事由又は不可抗力若しくは法令の変更によるものである場合は、この限りでない。

- 2 前項に定める場合のほか、乙は、その責めに帰すべき事由による本事業の実施に付随関連して、施設用地等の全部又は一部を滅失し、又は毀損することその他の行為によって何らかの損害を甲に被らせた場合は、その損害を賠償しなければならない。

（第三者に与えた損害の負担）

- 第15条 乙は、本事業の実施に当たって、又は本事業に瑕疵があったことにより、利用者その他の第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償する責任を負うものとする。

（信義則）

- 第16条 甲と乙は、信義を重んじ、誠実に本協定を遵守しなければならない。

（委任）

- 第17条 本協定に定めるもののほか、本事業の運営に関し必要な事項は、年度協定で定める。

（協議）

- 第18条 本協定に定める事項に関し疑義が生じた事項又は本協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 姫路市安田四丁目1番地

姫路市

姫路市長 清元 秀泰

乙